

競技力向上事業の助成要綱

平成10年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、加盟団体が競技選手の育成強化に努め、広く競技水準及び高度な技術の習得を図るため、実施した事業に係る経費の一部を助成することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成対象は次の要件を満たすものとする。

- (1) 加盟団体が独自に主催する教室、講習会等とする。
- (2) 運營業務（企画・立案）を営利法人等に委託する事業でないこと。
- (3) 他団体が主催する事業の一部門となっていない事業とする。
- (4) 事業が他機関・団体からの補助金、助成金を受けていないこと。
- (5) 事業実施の責任者が明らかであること。
- (6) 事業が特定の政治思想又は宗教に係る目的を有しないこと。
- (7) 参加費等を徴収する事業にあつては、その費用が事業の規模や内容に応じた適正な額であつて、営利を主たる目的としないこと。
- (8) 安全対策等への配慮が十分になされていること。

(助成の額)

第3条 教室、講習会等に要する費用の対象経費について、予算の範囲内で助成する。

(助成の交付)

第4条 助成を受けようとする者は、事業報告書（別記第1号様式）及び事業精算書（別記第2号様式）に係る書類等（開催要綱、参加者名簿、領収書写し）を添えて提出しなければならない。

(算出根拠)

第5条 計算方法は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ教室
 - ア 総事業費から対象外経費総額を減じたものを、助成対象経費総額とする。
 - イ 個別事業の助成額の計算にあたっては、個別事業の対象経費総額を、全事業について合計した合計対象経費総額で除したものを、個別事業の構成比として算出する。
 - ウ 個別事業の助成金の額は、当該年度のスポーツ教室にかかる助成金予算額にイの構成比を乗じ、1,000円未満を切捨てして算出した額とする。但し、個別事業の助成金の上限額は、対象経費を超えない範囲で1,000円未満を切り捨てた額とする。
- (2) 審判講習会
計算方法は、(1)に同じ。
- (3) 指導者講習会
計算方法は、(1)に同じ。

(対象経費)

第6条 助成の対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 講師謝金
 - (2) 消耗品費（教室・講習会に係る消耗品）
 - (3) 役務費（はがき及び切手代）
 - (4) 会場借上料
- （対象外経費）

第7条 助成の対象外とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 上部団体へ納入する登録料、認定料
- (2) 参加者から徴収する参加料
- (3) 旅費（講師旅費を除く）
- (4) 食糧費
- (5) テキスト等

附 則

平成10年4月1日から施行する。

平成14年4月1日から施行する。

平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成30年4月1日から施行する。